平成２２年（フ）第３７０４号
東京都杉並区方南２丁目４―17―1009、開始決定時の住所東京都港区元麻布２丁目11―53―202
破産者　櫻庭　　章
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４２４号
千葉県習志野市東習志野４丁目19―10―203
破産者　齋藤　義之
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７３７号
神奈川県川崎市宮前区野川987番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目７番６号
破産者　大都建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９８号
埼玉県川口市東川口５丁目11番１号
破産者　有限会社ネクステージ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１９号
東京都板橋区高島平２丁目28―１―623
破産者　山本　　博
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７４４号
埼玉県志木市下宗岡４丁目25番９号
破産者　株式会社タイメイバインダリー
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７４７号
東京都北区上十条３丁目29―20―203
破産者　新開　一治
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８４号
神奈川県横浜市港北区新羽町2350番地の５
破産者　株式会社クロススポーツレーシング
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１４４号
千葉県柏市花野井712―24―103
破産者　古木　利昌
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１９６号
埼玉県さいたま市南区曲本５丁目３番６号
破産者　株式会社メガテック
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１９７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金791―13
破産者　名古屋　勝
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３３０号
神奈川県小田原市鴨宮271―２
破産者　保田　耕作
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３５３号
東京都江東区千石１丁目７番６号　ヴェラハイツ東陽町302
破産者　株式会社ミツオリフォーム
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３５４号
神奈川県川崎市麻生区岡上86―１―102
破産者　滿尾　　晃
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３５５号
神奈川県川崎市麻生区岡上86―１―102
破産者　滿尾　節子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５５号
東京都文京区大塚５丁目25番11号
破産者　日豊興業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１６３号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町44番地３　ライオンズマンションワイドリバー井土ケ谷205号室
破産者　株式会社エル・バッサ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１９０号
東京都三鷹市下連雀３丁目１―２―202
破産者　増成　伸生（旧姓山口）
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１９１号
東京都三鷹市下連雀３丁目１―２―202
破産者　増成　麻紀（旧姓山口・永田）
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２１５号
東京都文京区本駒込５丁目35番３号
破産者　株式会社アルコン
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２９３号
東京都板橋区加賀２丁目４―５
破産者　伊藤　公一
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３０１号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目２―43―105
破産者　生井　宗次
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部